

生徒指導部通信

田名部高校定時制

第 2 号 令和 5 年 7 月

「夏休み」を楽しく過ごすために。

豊かで幸せな生活を送るために、「夏休み」を有意義に過ごしましょう。そのためには私たちが日常を丁寧に過ごし、自他を思いやりながら多様な他者とより良く関わり合っ
て人間関係を深めようと努めることが大切です。「夏休み」も今までと同様に、私たち一人一人が健康で楽しく充実した日々を過ごせるよう「夏休みの生活心得」を確認しましょう。

○ 「夏休みの生活心得」とは？

「夏休みの生活心得」は、むつ警察署、むつ市教育委員会、下北教育事務所、下北むつ地区の小学校・中学校・高等学校等で組織された「むつ市学校警察連絡協議会」が、毎年夏休み前に各学校に申し合わせ共通指導事項として示しているものです。主な内容は以下の(1)～(6)です。

(一部改変、加筆)

(1) 外出時間について

- ① 帰宅時間は**高校生は21時まで**です。
- ② お盆・祭は22時です (原則として保護者同伴)。



(2) 遊び・外泊について

- ① 溜まり場をつくらないようにしましょう。
- ② カラオケボックス、ゲームセンターはルールを守って利用しましょう。
- ③ パチンコ店への出入りはやめましょう。
- ④ 外泊は控えましょう。友達の家泊りしたり、友達を泊めたりしないようにしましょう。
- ⑤ 田名部祭では22:00以降、半纏を着ずに外にいる場合、補導対象となります。



(3) 頭髪や服装について

- ① 高校生として服装や頭髪を乱さないようにしましょう。
- ② 社会人として清潔感が感じられるように整えましょう。

(4) 事故・非行防止について

- ① 水や火の事故、交通事故、自然災害に気をつけましょう。
- ② 今年度、むつ市で開放する海水浴場は、川内マリニビーチ、愛宕山海水浴場、大畑海浜公園(7/21～8/20)、浜奥内海水浴場(7/21～8/9)の4ヶ所です(監視員が常駐)。
- ③ 花火については必ず水を用意し、後始末を確実にしましょう。周囲の状況を確認し、危険の伴う場所ではやらないようにしましょう。近所迷惑になるような大きな音のする花火は住宅地の周辺では控えましょう。また、火遊びはやめましょう。
- ④ 自転車の乗り方については、ながら運転、一時不停止など危険行為をしないようにしましょう。盗難防止のためにツーロックをお勧めします。また、電動キックボード、自動二輪車などを運転する際はヘルメットを着用し、法律を守って運転しましょう。万が一、事故に巻き込まれたり、事故を起こした場合には直ちに警察や保険会社などに連絡をしましょう。
- ⑤ 飲酒・喫煙・万引き・深夜徘徊など非行・不良、不法行為は絶対にやめましょう。



(5) 公共の場での言動に注意しましょう

図書館やスポーツ施設、公園など、公共の場を利用する際にはマナーを守り、公共物は丁寧に利用しましょう。



(6) その他

① 見知らぬ人の誘いに安易にのらないようにしましょう。

声かけ事案は夏季に多く発生する傾向があります。見知らぬ人に声をかけられても、絶対について行ったり、車に乗ったりしないようにしましょう。もし、何かあった場合には、すぐに警察に連絡し、その後、保護者や学校へ連絡をしましょう。合わせて可能な限りその人の身体的な特徴や、車のナンバーや車種・色などを覚えておくことも重要です。ナンバーは、すべて覚えていなくても1つの文字・数字でも車の絞り込みに役立つそうです。



② インターネットのトラブルに気をつけよう。

パソコン・スマートフォン・Wi-Fi 経由でのゲーム・音楽プレイヤーなど、インターネットに接続できる環境下において自分で気づかないうちに犯罪に結びつくような使い方をして

いないか、慎重に確認しましょう。LINE や Twitter、Instagram 等の SNS サイトを利用する際には、誹謗中傷やいじめにあたる書き込みなどをしないようにしましょう。また、SNS を利用した悪意ある誘い出し、ワンクリック詐欺や架空請求などの被害も拡大しています。安易な使い方をして、トラブルに巻き込まれることの無いように十分注意しましょう。

③ 困ったことが起きそうな時、困ったことが起きた時の SOS の出し方を確認しましょう。

皆さん自身が心や身体の危険に気づいた時には、身近な信頼できる大人に相談しましょう。また、「24時間子供SOSダイヤル」0120-0-78310等の電話相談窓口や SNS 等を活用した相談窓口も積極的に活用しましょう。

④ 夏休み中の祭りの日程は次のようになっています。

- 花火大会 8月4日
- こどもねぶた※中止
- 大湊ねぶた8月4, 5, 6日
(5, 6日が合同運行)
- 田名部祭 8月18, 19, 20日



令和4年度(昨年度) 田高祭
 定時制による田名部祭モザイクアート
 (原画にあたる写真提供 荒カメラ店)

特定小型原動機付き自転車の利用について

令和5年7月1日から、16歳以上であれば電動キックボードなどについて免許がなくても利用が可能となります。自転車と同様の交通ルールが定められ最高速度は時速20km以下、原則車道や自転車道を通り、全年齢層で乗車用ヘルメット着用が努力義務化されています。